■6月の無料相談

●相談名	●日時		●場所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 25日(初)	13:00~17:00	広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	16日(火)	13:00~16:00	真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	17日例	13:00~16:00	広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター(な 823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター "さくらんぽ"(な 823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:15	療育支援センター 早期療育相談(な 822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:15	総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター 雰 823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月〜金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎ 823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館(含862-2900)	生活上のこと、人権に関わること
ひきこもり専門相談	8日(月)	10:00~12:00		ひきこもりについての困りごと(予約制)
精神クリニック	12日金・19日金	14:00~16:00	土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	22日(月)	10:00~12:00		

■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 13日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター 25 827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館 7 階)		夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルな ど(専門カウンセラー) 予約制
法律相談	25日休)	13:30~15:30			法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	12日金・26日金	13:00~16:00			法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	12日金・26日金	13:00~16:00			日常生活の困りごと、悩みごと (英語通訳あり。専門相談員) 予約制
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談		18日休)	13:00~16:00	☎ 827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

事故を防ぎ、長く安全に使うために

消費生活センターから

間 ☎823-3928

長期使用製品安全点検制度

私たちの暮らしを豊かにしてくれる生活製品、し かし、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒死など、 長期間使用が重大な事故に繋がったケースも報告さ れています。事故を防ぎ製品を長く安全に使用する ための「長期使用製品安全点検制度」が4月1日から スタートしました。

♣どんな制度?

長期間使用している以下9製品について、メー カーが所有者に点検時期を知らせ、点検を受ける ことで重大事故を防止しようと いう制度です。

●対象となる製品

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガ ス用、LPガス用)、屋内式ガス ふろ釜(都市ガス用、LPガス

用)、石油給湯器、石油ふろ釜、FF式石油温風暖 房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾 燥機

♥何をすればいいの?

- 1. 所有者登録をしましょう。対象製品を購入した ら添付されている所有者票に必要事項を記入し メーカーに送りましょう。(賃貸住宅・アパート などで製品を家主が設置・所有している場合は、 家主が登録)
- 2. メーカーから点検時期の通知が届いたら、点検 を受けましょう。(点検は有料)

事故が起きると周りの人にも迷惑がかかります。 点検を受け製品事故を防ぎましょう。

◆この制度の問い合わせ先

経済産業省商務流通グループ製品安全課

(23 - 357 - 4707)